

大口町再任用職員選考審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定年前再任用短時間勤務職員として採用する職員を適正に選考するために設置する大口町再任用職員選考審査会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 定年前再任用短時間勤務職員を適正に選考するため、大口町再任用職員選考審査会を設置する。

(組織)

第3条 大口町再任用職員選考審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が指名する。

(1) 副町長及び教育長の職にある者

(2) 前号のほか、町長が必要と認める者

2 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、半数以上の委員は出席しなければ開くことができない。

(選考方法)

第5条 審査会は、定年前再任用を希望する職員について、あらかじめ当該職員から提出された定年前再任用申込書に基づいた本人の意向、健康状態等と次に掲げる事項に留意し、総合的に判断するものとする。

(1) 配置する職種及び職務内容

(2) 職務遂行能力（知識、経験、技術、資格、免許等）

(3) 退職前の勤務実績（既職務歴）

(4) 退職前の勤務成績（懲戒、分限処分、勤務態度等）

2 審査会は、必要に応じ、当該職員に対して面接を行うことができる。

3 審査会は、決定した事項を再任用職員審査結果調書（様式第1）により町長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第6条 審査会は秘密会とし、委員及び関係職員は、審査会により知り得た事実を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会において定める。

附 則（平成13年11月30日 大口町訓令第12号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成16年12月6日 大口町訓令第23号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年6月18日から適用する。

附 則（平成19年3月27日 大口町訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第23号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町訓令第7号）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用職員に係る改正後の大口町再任用職員選考審査会要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1 (第5条関係)

再任用職員審査結果調書

年 月 日決定

	職 員 番 号			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	所 属			
	職 名			
	在 職 年 数			
	健 康 状 態			
	希望する勤務内容			
	希望する勤務時間			
	懲 戒 処 分 等			
審 査	職 務 遂 行 能 力			
	勤 務 実 績			
	勤 務 成 績			
決 定	任用の可・不可			
	勤 務 場 所			
	勤 務 内 容			
	給 料 月 額			
	備 考			